

三重県熊野市磯崎地区におけるいせえび刺し網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和7年9月29日

(目的)

第1条 本協定は、いせえび刺し網漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該刺し網漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって刺し網漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、熊野市磯崎地区地先海域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、いせえびとする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、刺し網漁業とする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

いせえび 三重県資源管理方針別紙第3-1に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次のとおり行うものとする。

- 一 休漁（いせえび刺し網漁業の操業可能期間のうち年間30日以上）
- 二 漁獲物の規制（100グラム未満は再放流）

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、三重県に設置された資源管理協議会（以下「資源管理協議会」という。）において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、市場伝票または野帳を基に確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法（以下「法」という。）第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第 1 1 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき三重県知事にあつせんすべきことを求める決議は、
全参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(その他)

第 1 2 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 7 年 9 月 2 9 日から施行する。